

年金給付

～第二部～

目次

- 【第一部】
 - 1. 公的年金の仕組み
 - 2. 老齢年金
 - 3. 障害年金
- 【第二部】
 - 4. 遺族年金
 - 5. その他
 - 6. 年金の支払いと受給者の手続き

4. 遺族年金

遺族年金

遺族基礎年金

遺族厚生年金

遺族年金

被保険者または被保険者であった人が亡くなったとき、その方と生計維持関係のあった遺族に支給

生計維持

①生計同一要件

同居しているなど生計を同じくしていること。

②収入要件

収入が850万円未満であること。

または、所得が655.5万円未満であること。

遺族年金の支給

- ◆ 死亡日の翌月分から支給。
- ◆ 亡くなった方が加入または受給していた年金制度により、遺族の範囲や受けられる遺族年金の種類が変わる。

遺族基礎年金

国民年金に加入中の方が亡くなった場合、生計維持関係のあった

①子のある配偶者 または ②子に 支給。

「子」とは？

18歳になった後の最初の3月31日までの間にある子

または、

1級2級の障害状態にある場合は、20歳までの間にある子

納付要件

① 3分の2要件 (原則)

- 死亡した日の前日において、亡くなった月の前々月までの被保険者期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。

② 直近1年要件 (特例)

- 死亡日が65歳未満であること。
- 死亡した日の前日において、亡くなった月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

遺族基礎年金の年金額

遺族基礎年金（令和8年度）

年齢帯	金額
昭和31年4月2日以後生まれ	847,300円
昭和31年4月1日以前生まれ	844,900円

子の加算（令和8年度）

子の数	金額
2人目まで	243,800円
3人目以降	81,300円

遺族厚生年金

- ① 厚生年金加入中の死亡
- ② 厚生年金加入中に初診日がある傷病が原因で初診日から5年以内の死亡
- ③ 1級または2級の障害厚生年金の受給権者の死亡
- ④ 老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たしている者の死亡（ただし、いずれの場合も受給資格期間が、25年以上あることが必要）

5. その他

年金の併給と選択

老齢 ・ 障害 ・ 遺族

厚生年金 ・ 国民年金 ・ 共済年金



1人一年金

複数の年金の権利を有する例

- ◆ 障害年金を受けていたが、自分の老齢年金を受けられる年齢になった
- ◆ 年金受給者が、夫が亡くなったことにより、遺族年金を受けられるようになった

等

→ 2つ以上の年金を受けられるようになったときは、いずれか1つの年金を選択

同一支給事由の年金

老齡年金

老齡基礎年金

老齡厚生年金

退職共済年金

年金額の改定

国から支給される年金は、賃金や物価などの変動に合わせて毎年度改定されます。

物価、現役世代の賃金が上昇 \Rightarrow 年金額が増額

物価、現役世代の賃金が下落 \Rightarrow 年金額が減額

第1号被保険者の独自給付

① 付加年金

② 寡婦年金

③ 死亡一時金

付加年金

- ◆ 老齢基礎年金と併せて受ける。
- ◆ 付加保険料 月額400円

付加年金の年金額

付加年金額

= 200円 × 付加保険料を納めた月数

付加年金の年金額（例）

付加保険料を納めた月数 → 12か月

$$200\text{円} \times 12\text{か月} = 2,400\text{円}$$

※ 納めた付加保険料額

$$400\text{円} \times 12\text{か月} = 4,800\text{円}$$

寡婦年金

亡くなった夫が、

10年以上の
納付済・免除期間あり※

妻と10年以上の婚姻期間
あり（死亡当時夫によっ
て生計維持されていた）



妻が
60歳～65歳の
間だけ受け取れる

※第1号被保険者期間に限る。なお、平成29年8月1日以降の死亡から期間が、25年から10年に短縮されています。

寡婦年金額

夫の第1号被保険者期間だけで
計算した老齢基礎年金

× 4分の3

死亡一時金

亡くなった方が、

第1号被保険者としての
保険料納付済期間が、
36月以上

基礎年金の支給を受けた
ことがない



死亡当時、
生計同一の遺族が
受ける

死亡一時金の遺族の範囲

①配偶者

②子

③父母

④孫

⑤祖父母

⑥兄弟姉妹

死亡一時金の額

保険料納付済期間	金額
36月以上 180月未満	120,000円
180月以上 240月未満	145,000円
240月以上 300月未満	170,000円
300月以上 360月未満	220,000円
360月以上 420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

付加保険料納付月数が36月以上 一律8,500円加算

短期在留外国人の脱退一時金

対象者

◆ 国民年金または厚生年金保険に **6 月以上**、
加入していた外国籍の方

→ 年金を受け取ることなく帰国したときに請求できる。

短期在留外国人の脱退一時金額（令和8年度）

保険料納付済期間	支給額
6月以上 12月未満	53,760円
12月以上 18月未満	107,520円
18月以上 24月未満	161,280円
24月以上 30月未満	215,040円
30月以上 36月未満	268,800円
36月以上 42月未満	322,560円
42月以上 48月未満	376,320円
48月以上 54月未満	430,080円
54月以上 60月未満	483,840円
60月以上	537,600円

6. 年金の支払と受給者の手続き

年金が支払われるまで

①

- 年金請求 ・ 年金額決定

②

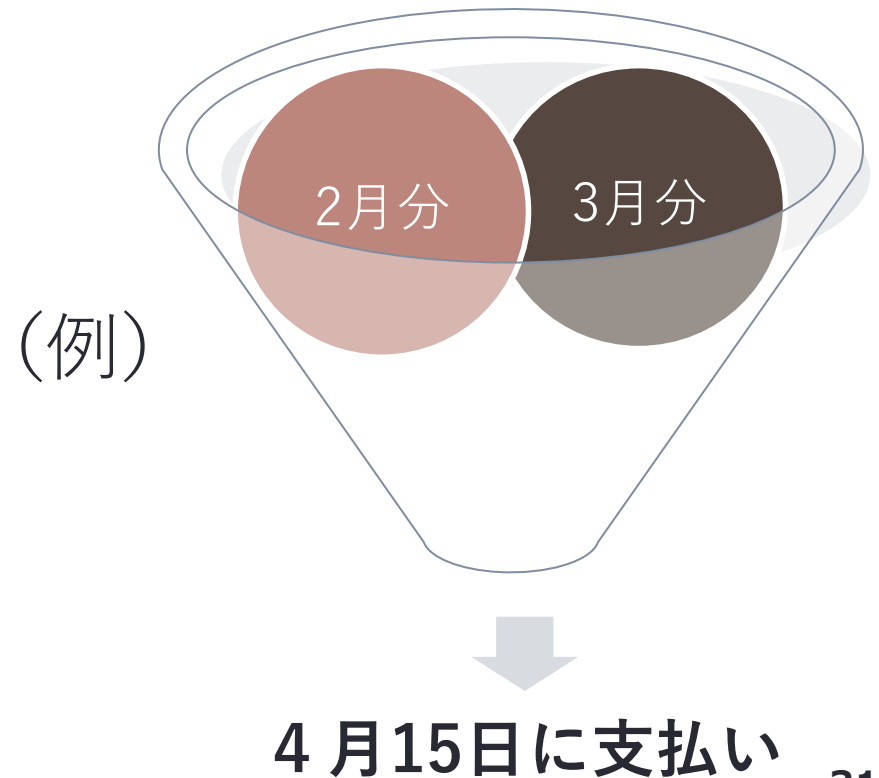
- 年金証書送付

③

- ②から概ね50日後に初回支払

年金の支払月

- ◆ 支払月は、偶数月の15日
- ◆ 前2か月分が支払われる



年金の支払

- ◆ 15日が、土曜日・日曜日・休日
→ 直前の営業日に支払われる
- ◆ 初回の年金の支払
- ◆ 遡及して年金が増額したとき
→ 奇数月に支払われることもある

年金振込通知書

送付時期

- ◆ 初めて年金が支払われるとき
- ◆ 毎年6月の1回
- ◆ 支払額に変更があったとき
- ◆ 受取先金融機関の変更があったとき

受取先金融機関の変更

年金受給権者 受取機関変更届

金融機関の証明印もれに注意！

受給権者が亡くなったとき

◆ 提出する書類

→ 年金受給権者死亡届（報告書）

◆ 提出する方

→ 亡くなった方のご遺族等

◆ 提出期限

→ 亡くなった日から14日以内（基礎年金）

（厚生年金は10日以内）

※マイナンバーが日本年金機構に登録済みの方は原則不要です。

未支給年金について

◆ 提出する書類

→ 未支給年金・未支払給付金請求書など

◆ 提出する方

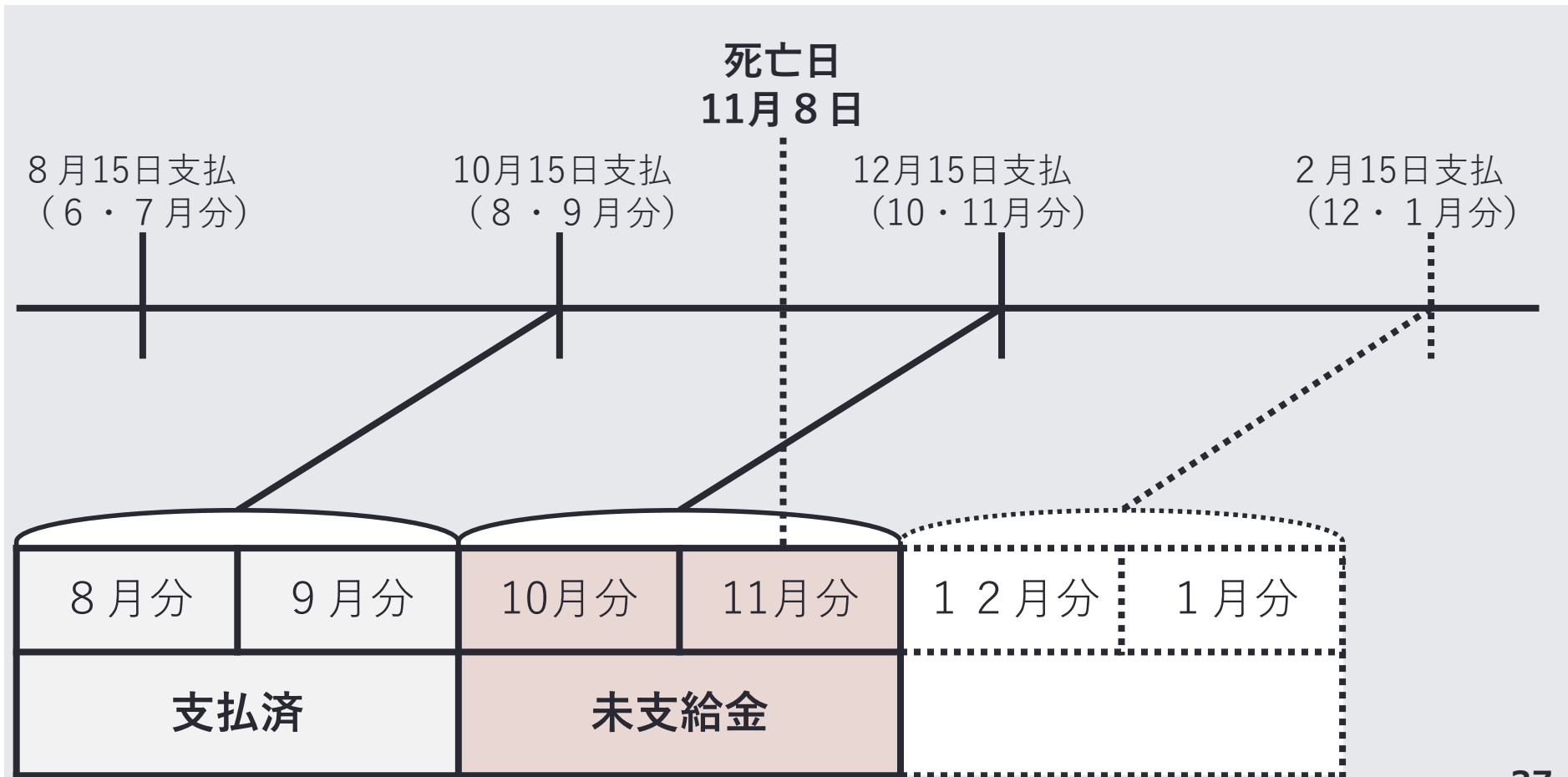
→ 亡くなった方のご遺族

◆ 提出期限

→ 亡くなった日から速やかに

(図)

- ◆ 亡くなった月日…11月8日
- ◆ 支払可能な月分…11月分まで



【参考】公的年金の普及・啓発動画

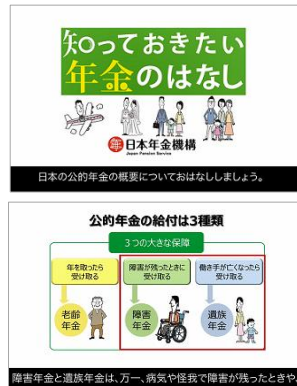
公的年金制度の普及・啓発を図るため、厚生労働省や日本年金機構では様々な動画を作成しています。その一部をご紹介します。

知っておきたい年金のはなし

知っておきたい年金のはなし（冊子）の内容をわかりやすく解説した動画です。



（冊子）



【約24分】

【外国語版11言語（それぞれ15分前後）】

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語
インドネシア語、スペイン語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語

国民年金ってホントに必要なの！講座

公的年金制度のメリットや国民年金保険料の納付方法および免除・猶予制度について説明した全3話のアニメーション動画です。主人公ショウ君と家族の会話を通じて、公的年金制度を気軽に知ることができますので、ぜひご覧ください。

【第1話 老後の暮らしに安心を】

【第2話 若い皆さんのもしもの時に安心を】

【第3話 初めての国民年金】



QuizKnockによる年金クイズ動画

厚生労働省とQuizKnockで年金について学べる動画を作成しました。年金の種類、物価の変動に関する問題等、年金についてクイズ方式で楽しく学ぶことができます。



【第1弾（約15分）】



【第2弾（約18分）】



【第3弾（約24分）】



【第4弾（約24分）】

ここでご紹介した動画は、機構HPに掲載しています。
右の二次元コードまたは以下のURLからご覧ください。
「年金について学ぼう」

<https://www.nenkin.go.jp/service/learn/index.html>



【参考】「わたしと年金」エッセイ

「わたしと年金」エッセイの募集

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」、11月30日（いいみらい）を「年金の日」とし、皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及や啓発活動を展開しています。

この取り組みの一環として、広く皆さまから公的年金をテーマにしたエッセイを募集※しています。

※毎年度6月1日～9月上旬の間募集しています。

これまでの受賞作品を機構HPに掲載しています。
それぞれ以下の二次元コードまたは以下のURLからご覧ください。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/essay.html>



「わたしと年金」エッセイアニメーション動画

「わたしと年金」エッセイの受賞作品をアニメーション化し、日本年金機構ホームページに掲載しています。年金について学生の方や現役世代の方の体験談のエッセイを動画としていますので、ぜひご覧ください。

以下の二次元コードまたはURLからご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/animation.html>



「わたしと年金」エッセイアニメーション動画特設案内ページ

【令和6年度 厚生労働大臣賞】



【令和6年度 日本年金機構理事長賞】



【参考】年金のお問い合わせ窓口・日本年金機構公式SNSのご案内

年金のお問い合わせ窓口のご案内

日本年金機構には、年金記録の確認や年金見込み額の試算ができる「ねんきんネット」や、よくあるお問い合わせについてチャット形式で24時間相談できる「ねんきんチャットボット」等のオンラインサービスのほか、「ねんきんダイヤル」や「ねんきん加入者ダイヤル」等の電話での相談窓口や、「年金事務所」等の対面での相談窓口があります。

日本年金機構ホームページには、これらのサービスを一覧にした「年金のお問い合わせ窓口一覧」をご用意しています。

年金に関する手続きや相談を行う際に、ぜひご利用ください。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/madoguchi-ichiran.html>

年金のお問い合わせ窓口一覧特設案内ページ



日本年金機構公式SNSのご案内

日本年金機構では、X（旧Twitter）及びFacebookを活用して、公的年金に関する制度周知、各種手続き、お送りする通知書の情報など、お客様のお役に立つ様々な情報を発信しています。ぜひフォローしてご利用ください！



日本年金機構公式X
(@Nenkin_Kikou)

年金制度全般に関する発信

https://x.com/Nenkin_Kikou



日本年金機構公式
Facebookページ

年金制度全般に関する発信

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278>



英語・やさしい
日本語での発信

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510>



年金のお問い合わせ窓口一覧

年金のお問い合わせ窓口をご案内します。

オンラインサービス

年金について知りたい方



ねんきんネット
ご自身の年金記録の確認や将来受け取る年金見込み額の試算ができます



年金Q&A
年金に関する質問の回答をキーワード検索で探せます



ねんきんチャットボット
よくあるお問い合わせについてチャット（対話）形式で相談できます（24時間対応）



動画 (YouTube)
年金の制度や届出方法について動画で確認できます



外国語ページ / Language
年金に関する説明やお知らせをいろいろな国の言葉やわかりやすい日本語で確認できます

上記のほか、機構公式XやFacebookで各種制度や通知書の情報などを発信しています。ぜひ、フォローいただき、ご利用ください。

手続きをしたい方



個人向けサービス
国民年金や年金の受け取りに関する手続きができます
また、源泉徴収票などの通知書を電子データで受け取れます



事業所向けサービス
健康保険・厚生年金保険の手続きができます
また、社会保険料額などの情報を電子データで受け取れます

電話



電話での相談窓口
電話での相談は、相談内容に応じた各種ダイヤル（ねんきんダイヤル、ねんきん加入者ダイヤル等）で受け付けています

対面



対面での相談・手続き窓口
対面での相談は、全国の年金事務所・街角の年金相談センターで受け付けています

【参考】公的年金シミュレーターについて

厚生労働省では、働き方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツール「公的年金シミュレーター」を提供しています。ねんきんネットを利用できない20歳未満の方でも利用することができますので、ぜひご利用ください。

簡単でスムーズな操作性

▼ID・パスワードの取得不要です。

▼「ねんきん定期便」の二次元コードを読み込むことで、過去の加入記録の入力が不要で手軽に試算できます。

▼個人情報記録されず、画面を閉じると、データは消去されるため、安心して利用できます。

▼税・社会保険料額の試算機能を搭載済です。

ねんきん定期便のイメージ



税・社会保険料額試算の画面イメージ

税・社会保険料額の試算	
令和8年度東京都新宿区の参考例(年齢)	
所得税	0万円
介護保険料	9万円
国民健康保険料(税)	13万円
住民税	4万円
合計	26万円

老齢年金受給開始時点の税・社会保険料額の試算です。

税・社会保険料額の試算結果は、老齢年金収入のみに基づいて算定した「概算」であり、実際とは異なります。

税・社会保険料率等は市区町村で異なるため、加入先の市区町村へお問い合わせ下さい。

老齢年金・障害年金・iDeCoの試算機能

公的年金シミュレーターでは、以下3つの試算ができます。

・老齢年金では、就職・転職、老齢年金を受給しながら働く等、働き方の変化にあわせた将来の見込額

・障害年金では、加入制度や期間に応じた等級ごとの見込額

・iDeCoでは、設定した積み立て期間・掛金額・運用利回り・受け取り開始年齢による将来の受け取り見込額

試算結果画面では、スライドバーを動かすことで、年金額の変化が一目で確認できます。

※試算結果画面はイメージです。



公的年金シミュレーターについては、こちらの二次元コードからアクセスください。⇒

(<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>)

試算ページ



制度や手続きの詳細は、
日本年金機構ホームページをご覧ください

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp>



